

大建国県第 9 号
平成 15 年 2 月 20 日

琵琶湖工事事務所
所長 児玉 好史 様

大津市長 山田豊三郎

「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第 1 稿）」
について（意見）

平素は、河川事業各般にわたり、本市の発展にご尽力を賜っていることに対しまして厚くお礼申し上げます。

さて、国近整琵調第 50 号で貴職から依頼がありました標記に対し、本市としての意見は別添のとおりであります。

特に、大津放水路につきましては、昭和 47 年琵琶湖総合開発計画に位置づけられ、瀬田川洗堰の操作により琵琶湖の水位を最大 +1.4 m まで高めること等に対する本市の治水対策として実施されているものであります。

大津放水路事業は、琵琶湖総合開発計画策定以来 22 年が経過した平成 6 年度によろしく全区間 ($L=4,713m$) の都市計画決定がなされ、平成 7 年度より第一期区間 ($L=2,194m$) の事業が進められているところであります。

琵琶湖総合開発計画は、二度の改正を経て平成 8 年度に法定期限を向かえたわけですが、その際、国は大津市民の生命財産を預かる私に対し、放水路の早期完成を約束されました。平成 16 年には第一期区間が竣工すること、引き続き第二期区間の工事が進められ全区間の竣工も間近であると、大津市民全てが信頼しておりました。

しかし、今、この第二期区間が引き続いて整備されないとなりますと、琵琶湖総合開発及びそれに基づく瀬田川洗堰の操作規則に対して、改めて意見を申し述べなければなりません。河川行政に対する市民の信頼を確保し、第一期区間の投資効果を十分發揮させるためにも、国としての責任を果たしていただきたい。

つきましては、大津放水路全区間の完成を実現すべく、第二期区間の整備を河川整備計画に明記し、早期に事業着手されることを切にお願い致します。

淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)に対する大津市意見

河川整備計画(第1稿)				大津市意見		関係課等
ページ	テーマ	項目	内 容	主 题	内 容	
3	計画策定	4. 1. 3	情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携	漁業者、林業者等の意見の反映について	河川整備計画の策定や、実施にあたっては、漁業者、林業者等の意見を十分に反映されるとともに、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の運営にも関係者の参画についても配慮されたい。	農林水産課
13	治水・防災	5. 3. 1	(1)破堤による被害の回避・軽減 2)被害ポテンシャル低減対策 ②土地利用誘導 ○土地利用規制や移転促進方策	浸水被害想定地域の早期対応について	琵琶湖の計画高水位プラス1.4メートル時において、浸水被害が想定される地域について本市と協議されたい。	都市計画部

河川整備計画(第1稿)			大津市意見		関係課等	
ページ	テーマ	項目	内 容	主 題	内 容	
15	治水・防災	5. 3. 1	(2)河川毎の施設整備内容 4)大津放水路 ①浸水被害の軽減 ○浸水被害の軽減 ・大津放水路事業の一期区間 (瀬田川～盛越川)を継続実施	大津放水路二期区間 (諸子川～盛越川)の 早期実施について	本文のとおり [再掲] 大津放水路の整備方針として、浸水被害の 軽減を図るために一期区間を継続実施と明記 されている。しかし、二期区間についても、 一期区間同様、都市機能や歴史資産が集 積しており、浸水などによる被害が及ぶ可 能性が高い流域であることから、二期区間 も河川整備計画に明記され、引き続き整備 すること。	河川整備課 国・県事業調整 室
15	治水・防災	5. 3. 1	(2)河川毎の施設整備内容 3)瀬田川 ①破堤による被害の回避・軽減 ○堤防による強化 ・応急的堤防強化延長 約1km ②浸水被害の軽減 ○琵琶湖沿岸の浸水被害の軽 減 ・洗堰から鹿跳渓谷までの河床 掘削を継続実施 ・瀬田川下流(鹿跳渓谷地区)の 流下能力の増大方法を環境、景 観の観点も含めて検討	瀬田川堤防強化と瀬田 川下流の河床掘削と鹿 跳渓谷地区の流下能 力増大の検討について	瀬田川の破堤による被害回避のため堤防 の強化等及び琵琶湖沿岸部における浸水 被害の早期軽減を図るため、第1稿に明記 されている瀬田川下流部の河床掘削と鹿跳 渓谷地区の流下能力拡大方策を早期に実 施すること。 河床掘削時において、水辺移行帯の設置に ついて配慮されたい。(信楽川・大石川含 む)	国・県事業調整 室
17	治水・防災	5. 3. 3	(1)地震等総合的防災対策 河川管理施設被災時の早期復 旧や緊急物資輸送等対策	大規模震災時に伴う消 防車輛等の取水箇所 の設置及び進入路の 整備について	大規模震災時による火災の多発及び水道 管の使用不可等を踏まえ、瀬田川に消防車 輛の取水箇所の設置及び進入路の整備が 必要であり、河川整備計画に明記された い。	消防局

河川整備計画(第1稿)				大津市意見		関係課等
ページ	テーマ	項目	内 容	主 題	内 容	
20	治水・防災	5. 3. 4	(4)河川区域の管理 1)樹木の伐採と管理 地域住民、環境保護団体等の意見を聞き、各河川毎に伐採の考え方を定め実施	ふるさとの景観としての水辺環境の保全について	瀬田川河畔のサクラ並木などは、永く市民に親しまれてきたふるさとの風景として、市民生活の心の拠り所となっているものである。市民の自主的な活動として、それらの保全や育成への動きが展開されており、これらの景観は大津のシンボル的なものであるため、存続に配慮されたい。	都市計画部
20	治水・防災	5. 3. 4	(4)河川区域の管理 2)河道内堆積土砂等の管理 ○定期的に河道形状の状況を把握し、流水阻害になる堆積土砂の浚渫を実施	大戸川の国直轄化について	直轄砂防地である田上山からの流出土砂や大戸川ダムからの排出土砂は、県管理の大戸川(大戸川ダムサイト～瀬田川合流部)へ流入し、堆積することになる。この土砂管理は国直轄において、治水も含めた管理の一元化が適切であるので、大戸川の国直轄管理化を明記すること。	国・県事業調整室

河川整備計画(第1稿)			大津市意見		関係課等	
ページ	テーマ	項目	内 容	主 題		
22	利水	5.4	(1)利水者の水需要の精査確認	大戸川ダムによる水需要について	大津市水道事業計画における、平成22年想定人口必要水道量は、現在、確保している水利権では不足の状況にある。したがって、将来にわたって安定した水源水量を確保するためには琵琶湖からの水利権とともに、南部浄水場の大戸川からの水利権は必要である。	企業局
24	利用	5. 5. 2	(1)河川敷地占用許可施設 1)ゴルフ場、公園等占用許可施設 占用施設の新設及び更新の許可にあたっては、周辺環境・地域性に考慮しつつも、川らしい自然環境を保全・再生することを重視し、学識経験者、沿川自治体等関係機関や地域住民等からなる河川利用委員会(仮称)を設置したうえ広く意見を聴き、個々の案件毎に判断することとする。 ①地域毎に河川利用委員会(仮称)を設置 ○設置単位 瀬田川	河川敷の公園について	瀬田川河川敷の大石緑地公園等は多くの市民が河川の豊かな自然環境に親しみながらスポーツに興じており、心身の健康を図り、自然の重要性を学ぶ場ともなっており、公共の福祉に寄与している。 については、河川利用委員会(仮称)を設けられ、検討されることになるが地域住民や本市の意見を十分聞いていただける組織として、運営していただきたい。	公園緑地課

河川整備計画(第1稿)				大津市意見		関係課等 国・県事業調整室
ページ	テーマ	項目	内 容	主 题	内 容	
27	ダム	4. 6. 3	(1)大戸川ダム 1)大戸川等における洪水被害の軽減を図る。 2)利水について、水需要を精査、確認する。 3)その上で、必要に応じて他ダムとの容量再編を検討する。	大戸川ダム建設事業の早期整備について	大戸川は、上田上地域に過去、幾度となく氾濫を起こし甚大な被害をもたらしてきた。このことから、治水上、早期解決が必要であり、ダム建設が最適工法と判断し、今日まで協力をしてきた。とりわけ、水没地域となる大鳥居の住民は、1300年の歴史ある故郷を捨て、大変な犠牲を払って移転された。その移住地は、県事業としての事業予定地を変更していただき、本市が移転地の造成工事を進めてきた。上田上地域の住民はもとより大津市民すべてが、平成15年度も引き続き事業を推進され、一日も早い大戸川ダムの完成を願っている。については、大戸川ダムは、治水上早期建設を望むものであり、本市のこのような状況について、充分ご認識いただき、河川整備計画に位置づけられ、早期完成を図ること。	
27	ダム	4. 6. 3	(2)天ヶ瀬ダム再開発 1)琵琶湖周辺等の洪水被害の軽減を図る。 放流能力の増強にあたっては、既存施設の有効利用を検討する。	天ヶ瀬ダム再開発の早期実施について	琵琶湖周辺等における浸水被害の軽減のため、第1稿に明記されている天ヶ瀬ダム再開発事業を早期に実施すること。「再掲」水辺移行帯の設置について配慮されたい。(信楽川・大石川)	